

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		心身障害者福祉手当の返還
根拠条例・規則等名		さいたま市心身障害者福祉手当支給条例
条 項		第 8 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話 : 048-829-1308)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市心身障害者福祉手当支給条例第 8 条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者がいるときは、当該手当の全部又は一部を返還させることができる。
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		